

ECサイト導入等支援事業

EC(電子商取引)サイト及びモバイルアプリケーションの導入、リニューアルに係る費用を補助します。



【対象者】

- 市内に事業所があり、その事業所についてのECサイト等の導入又はリニューアルを行う中小企業者等
 - 市内に事業所がある中小企業者等の3者以上で構成され、その構成員の3分の2以上が市内の中小企業者等であるグループ、団体等
- ※政治団体、宗教上の組織又は団体等を除きます。
※前年度に、この補助金の交付を受けた方は対象外となります。

【補助対象経費】

- ECサイト・モバイルアプリケーションの導入、リニューアルに関する委託料等
- ※独自サイトの導入、リニューアルに関するものに限る。
※パソコンやタブレットなどの購入費用、導入後の保守管理費は補助対象になりません。
※ECサイト等作成事業者は、地場産業の振興のため、原則として鹿児島市内の事業者とします。(鹿児島市外の場合は、理由書の提出が必要になります。)

【募集期間】

令和6年10月15日(火)～11月15日(金) ※当日消印有効

- ▶ 選定結果の通知
令和6年12月上旬予定



補助率
1 / 2

限度額
25万円

選定により
決定



【お問合せ】
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 みなと大通り別館5階
鹿児島市 産業支援課 ものづくり係
TEL : 099-216-1323
メールアドレス : san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

【申請方法】

下記の申込書類に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、郵送（簡易書留）、持参又は電子申請で令和6年11月15日（消印有効）までに提出してください。

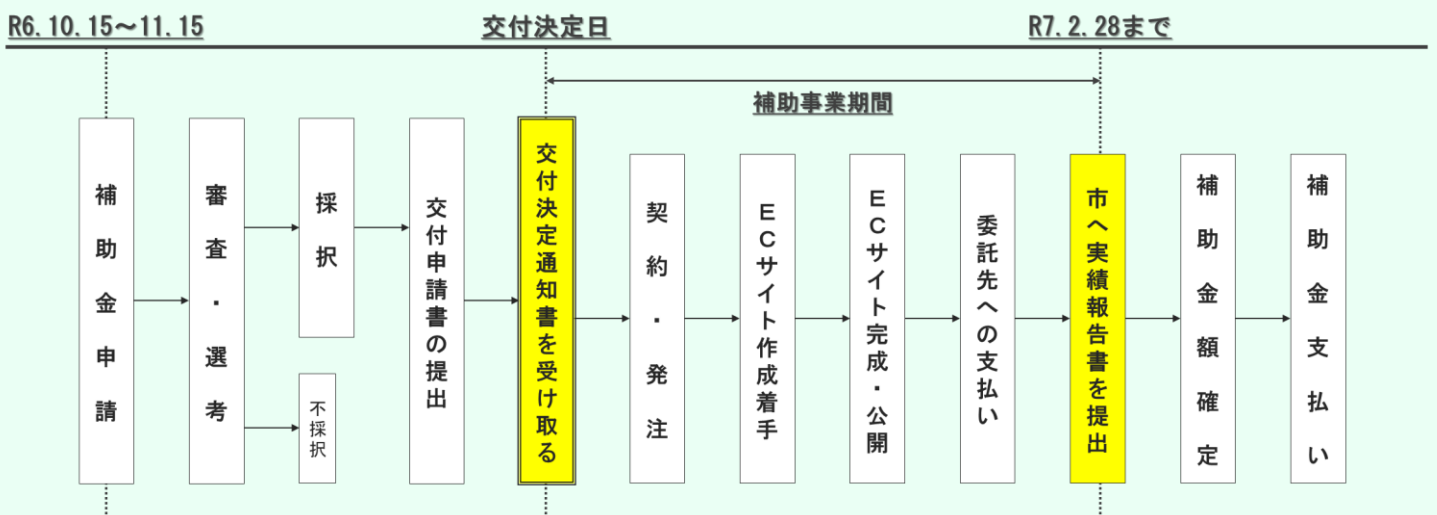
- ① ECサイト導入等支援事業応募用紙（様式第1）
 - ② ECサイト導入等支援事業計画書（様式第2）
 - ③ 登記事項証明書（個人事業主の場合は住民票） ※発行後3か月以内のもの
 - ④ 事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料（見積書や必要経費の分かる資料など）
 - ⑤ 課税事業者・免税事業者届出書（様式第3）
 - ⑥ 決算書（直近の貸借対照表及び損益計算書の写し、個人事業主の場合は直近の確定申告書一式の写し。） ※創業後1年が経過しておらず、決算期末到来の場合は不要
 - ⑦ 理由書（様式第4） ※市外に住所を置く事業所にECサイト等の作成及びリニューアルを委託する場合は提出してください。
 - ⑧ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第5）
 - ⑨ チェックリスト
 - ⑩ リニューアルの場合は、現時点のECサイトの画像等
 - ⑪ 創業1年未満の個人事業主の場合は、開業届の写し
- ※グループ、団体等の場合は、③⑤⑥は代表者分



【補助事業期間】

交付決定日までに契約・発注等が終わっているものや、補助事業期間中に契約・発注、ECサイト作成、請求、支払等、事業上必要な手続きが完了していないものは対象外となります。また、交付決定後、事業計画に変更があった場合は速やかに相談してください。

～補助金申請から補助金額確定・支払いまでの流れ（例）～



【注意事項】

※国や県、市が行う他の事業から補助金交付を受けていないこと。

※令和7年2月28日までに完了（実績報告書の提出）すること。

※補助対象経費の支払先が、補助事業者等と資本関係がある事業者、補助事業者の代表者若しくは補助事業者等の役員の属する企業又は補助事業者等の配偶者若しくは2親等内の親族が代表者若しくは役員として属する企業等である場合は補助対象となりません。